

○財務省告示第四百四十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年四月十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年五月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百二十七回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその 十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に関する
法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

方募

・別債行争非者特国札非
 第参市及入価者・別債発競
 II加場び札格第参市行争
 非者特国発競I加場入

イ

ハ

争入札発「と
 市場特別参加者
 るものによる発
 参加者にと
 て、財務大臣が
 し、後に行われ
 び価格競争入札
 価格競争入札の
 一、国債市場特
 を定めるも、特
 場、特別参加者
 であつて、財務
 競争入札と同時
 競争入札発行の
 とするものによ
 て得られる格
 価格を募入額
 により加重平
 均し

争入札発「と
 市場特別参加者
 るものによる発
 参加者にと
 て、財務大臣が
 し、後に行われ
 び価格競争入札
 価格競争入札の
 一、国債市場特
 を定めるも、特
 場、特別参加者
 であつて、財務
 競争入札と同時
 競争入札発行の
 とするものによ
 て得られる格
 価格を募入額
 により加重平
 均し

六

イ
発

入 価 入 価
札 格 行 札 格
発 競 発 競
行 争 額 行 争

ロ

札 非
発 競
行 争
入

ハ

者 特 国
・ 別 債
第 参 市
II 加 場

で 十 三 億 五 万 円
た 利 付 国 債 に 関 する
条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ
き 第 四 十 六

者 特 国
・ 別 債
第 参 市
I 加 場

者 特 国
・ 別 債
第 参 市
II 加 場

額 面 金 額 で 二 兆 六 千 六 百 四 十 七
 億 円、
 う ち、
 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に
 つ い て は、
 九 億 二 千 八 十 五 万 円、
 當 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を 図 る た
 め の 公 債 の 発 行 の 特 例 に 基 づ
 法 律 第 二 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ
 き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い て は、
 額 面 金 額 で 九 千 九 百 七 十 三 億 三
 百 万 円（平成二十四年度予算分）、
 特 別 會 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六
 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し
 た 利 付 国 債 に つ い て は、
 額 で 一 兆 五 千 六 百 七 十 四 億 七 千
 五 百 十 五 万 円
 特 別 會 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六
 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 第 四 十 六
 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 第 四 十 六
 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 第 四 十 六
 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 第 四 十 六

ニ

特 別 會 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六
 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 第 四 十 六
 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 第 四 十 六
 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 第 四 十 六
 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 第 四 十 六

十九 十八 十七 十六 十五 十四

十三 十二

払者入払元償償 後第
込札場利還還 の二
期参所金金期 利期
日加支額限 子以

初利入価・別債行争非者特
期札格第参市及入価・別
利発競II加場び札格第参
子率行争非者特国発競I加

平成二十五年四月十五日
財務大臣から通知を受けた者
日本銀行
額面金額百円につき百円
平成二十年四月十五日
利子を払う。六月間に属する
て、その日以、前六月間に属する
を、支払日以前、各支払期にお
毎、年四月十五日及び十月十五日
を、支払日とし、各支払期にお
て、その日以、前六月間に属する
利子を払う。六月間に属する
平成二十年四月十五日
額面金額百円につき百円
日本銀行

年〇・一パーセント
平成二十五年十月十五日
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う。以
下、次の号及び第十五号におい
て規定する期日について同じ。
額面金額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$